

## 復旧・復興別支援制度等一覧

令和元（2019）年11月20日現在  
農政部

No	復旧・復興内容等	対象者	区分	支援内容	担当課	備考
1	農地・水利施設の復旧	市町、 土地改良区等	国・ 市町	<b>◆被災した農地、水路、ため池、農道等の復旧</b> 補助率：農地 50%、水利施設 65%（激甚指定で 95%程度） ※40 万円/箇所以上が対象 ※40 万円/箇所未満（農地は 13 万円/箇所以上）については、市町単独事業にて対応可（起債充当）	農地整備課	農地・農業用施設災害復旧事業
2	・病虫害防除農薬の購入 ・樹草勢回復肥料の購入 ・代替種苗の購入・輸送	農業者	県 (条例)	<b>◆生産を維持増進するための助成</b> 補助率：定額（県：1/2、市町：1/2） ※農薬や種苗等の購入は、本年度に営農再開する際に必要なものが対象（次期作の播種、定植は対象外）	農政課	栃木県農漁業災害対策特別措置条例
			国 (直採)	<b>◆種子・種苗等の共同購入に要する経費の助成</b> 補助率：1/2 以内 ※農薬や種苗等の購入は、本年度に営農再開する際に必要なものが対象（次期作に必要なものも対象）	生産振興課	持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）
3	農業用ハウスの撤去	農業者 等	県 (条例)	<b>◆生産を維持増進するための助成</b> 補助率：定額（県：1/2、市町：1/2） ※撤去作業費が対象、運搬・処分費用は対象外	農政課	栃木県農漁業災害対策特別措置条例
			国・ 県・ 市町	<b>◆農業経営を継続する農業者への助成</b> 補助率：6/10（国 3/10、県 1.5/10、市町 1.5/10） ※運搬、処分を含む	経営技術課	強い農業・担い手づくり総合支援事業（被災農業者支援型）
			国	<b>◆農業者が組織する団体等の共同利用施設への助成</b> 補助率：1/2 以内 ※運搬、処分を含む ※農業者が組織する団体等（5 名以上） ※耐候性ハウスの再整備等と併せて行う場合を対象	生産振興課	強い農業・担い手づくり総合支援事業（被災産地施設支援型）

No	復旧・復興内容等	対象者	区分	支援内容	担当課	備考
3	農業用ハウスの撤去	農業者等	国 (直採)	<b>◆被災産地の営農再開に向けた助成</b> 補助率：1/2 以内 ※運搬、処分を含む ※被災を機に作物転換や規模拡大を行う際に必要なハウスの再建・修繕と併せて行う場合を対象	生産振興課	持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）
4	農業用ハウス及び付帯施設の修繕・再建	農業者	国・ 県・ 市町	<b>◆農業経営を継続する農業者</b> ・ 共済加入かつ中破以上の施設に対する助成 補助率：国 3/10（共済の国庫相当含め最大 5/10）、県 0.5/10、市町 0.5/10 ・ 共済未加入、小破の施設に対する助成 補助率：最大 3/10 ※市町の上乗せ又は融資活用が条件	経営技術課	強い農業・担い手づくり総合支援事業（被災農業者支援型）
			国	<b>◆農業者が組織する団体等の共同利用施設への助成</b> 補助率：1/2 以内 ※被災したパイプハウスを撤去し、耐候性ハウスを再整備する場合に支援	生産振興課	強い農業・担い手づくり総合支援事業（被災産地施設支援型）
			国 (直採)	<b>◆被災産地の営農再開に向けた資材等の共同購入に対する助成</b> 補助率：（共済の国庫相当含め）1/2 以内 ※パイプハウスの資材購入を支援（施工は自力） ※既存ハウスの補強も自力施工で可能	生産振興課	持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）
5	作物残さの撤去	農業者	県 (条例)	<b>◆生産を維持増進するための助成</b> 補助率：定額（県：1/2、市町：1/2） ※取り片付け作業費が対象、運搬・処分費用は対象外	農政課	栃木県農漁業災害対策特別措置条例
			国 (直採)	<b>◆栽培環境整備に必要な掛かり増し経費の助成</b> 補助率：定額 ・ 作物残さ 1,500 円/10a 以内 ・ ガラス等 14,000 円/10a 以内	生産振興課	持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）

No	復旧・復興内容等	対象者	区分	支援内容	担当課	備考
6	土砂等の撤去	農業者	国・市町	<b>◆被災した農地・水路等の復旧を助成</b> 補助率：農地 50%、水利施設 65%（激甚指定で 95%程度） ※40 万円／箇所以上が対象 ※40 万円/箇所未満（農地は 13 万円/箇所以上）については、市町単独事業にて対応可（起債充当）	農地整備課	農地・農業用施設災害復旧事業
			国・県・市町	<b>◆農業経営を継続する農業者への助成</b> 補助率：6/10（国 3/10、県 1.5/10、市町 1.5/10） ※災害復旧事業の対象外で、ハウス等施設内に流入した土砂等の撤去（運搬、処分含む）	経営技術課	強い農業・担い手づくり総合支援事業（被災農業者支援型）
7	稲わらの撤去	農業者	国・市町	<b>◆被災した農地・水路等の復旧を助成</b> 補助率：農地 50%、水利施設 65%（激甚指定で 95%程度） ※撤去・運搬費用が対象、処理費用は対象外 ※40 万円／箇所以上が対象 ※40 万円/箇所未満（農地は 13 万円/箇所以上）については、市町単独事業にて対応可（起債充当）	農地整備課	農地・農業用施設災害復旧事業
			国（直採）	<b>◆農業者グループの撤去の取組への助成</b> 補助率：定額（5,000 円/m <sup>3</sup> ） ※農家のグループが集積所まで持込 <b>◆市町が実施する処理を助成</b> ※災害等廃棄物処理事業（環境省補助事業）	生産振興課	持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）
8	トラクター等の農業用機械や農機具、倉庫、加工所及び付帯施設の修繕・再建	農業者	国・県・市町	<b>◆農業経営を継続する農業者への助成</b> 補助率：国 5/10、県 2/10、市町 2/10 ※財産管理台帳等に記載されている機械や施設で、市町が被災状況を確認していること	経営技術課	強い農業・担い手づくり総合支援事業（被災農業者支援型）
9	被災による農作物の損失	農業者	—	<b>◆農業収入の減額分については、収入保険制度により補償</b> 補償率：基準収入の 8 割以上を確保 ※契約内容による <b>◆圃場にあつて被災した場合は、農作物共済制度により補償</b> 補償率：減収分の概ね 5 割～9 割	経済流通課	—

No	復旧・復興内容等	対象者	区分	支援内容	担当課	備考
10	農漁業関係観光施設等の復旧	中小企業等	県	◆県の制度融資により支援 ・令和元年台風第19号緊急対策資金 (融資限度額：8,000万円、融資利率：1.2%～1.4%以内)	産業労働観光部 経営支援課	経営安定資金
		農漁業者	国	◆農漁業者等の組織による新たな取組に助成 補助率：1/2 ※直売所、レストラン（観光やなの食事処含む）等の新設の場合のみ	農村振興課	農山漁村振興交付金
11	軽トラックの再取得	農業者	◆No.14の経営資金等により支援			
12	パレット、台車等の器具や燃料、マルチ等消耗品の購入					
13	農協等の共同利用施設の復旧	農協等	国	◆耐用年数の1.4倍以内の共同利用施設の復旧への助成 ・激甚災害指定：40万円を超える部分は5/10 (40万円までの部分は3/10) ※40万円/箇所以上が対象 ・告示地域に指定された場合：40万円を超える部分は9/10 ※13万円/箇所以上が対象（40万円までの部分は4/10)	経済流通課	農林水産業共同利用施設災害復旧事業
			国	◆共同利用施設の復旧への助成 補助率：1/2以内	生産振興課	強い農業・担い手づくり総合支援事業（被災産地施設支援型）
14	・経営に必要な資金 ・施設復旧に必要な資金	農業者	県 (条例)	◆利子補給 ・経営資金 ・施設復旧資金（貸付額600万円超は近代化資金（災害復旧支援資金））	農政課 経済流通課	栃木県農漁業災害対策特別措置条例
			国・県	◆貸付利子の5年間実質無利子化 ・農林漁業セーフティネット資金 ・農林漁業施設資金 ・農業経営基盤強化資金（スーパーL） ・経営体育成強化資金 ・農業近代化資金 ・農業基盤整備資金	経済流通課	—

No	復旧・復興内容等	対象者	区分	支援内容	担当課	備考
15	畜舎・機械の再建・修繕等	農業者	国 (直採)	◆損壊した畜舎・堆肥舎・飼養管理機械等の補修・改修 簡易畜舎の整備 補助率：1/2 (対象：乳牛、肉牛、豚)	畜産振興課	畜産経営災害総合対策緊急支援事業
		農業者	国・ 県・ 市町	◆農業経営を継続する農業者への助成 補助率：国 5/10、県 2/10、市町 2/10 ※財産管理台帳等に記載されている機械や施設で、市町が被災状況を確認していること (対象：乳牛、肉牛、豚、鶏)	経営技術課	強い農業・担い手づくり総合支援事業 (被災農業者支援型)
16	家畜の導入	農業者	国 (直採)	◆死亡・廃用した家畜の導入に対する支援 補助率：1/2 上限 妊娠牛：275 千円/頭、その他雌牛：175 千円/頭、 繁殖用雌豚：40 千円/頭 (対象：乳用雌牛、肉用繁殖雌牛、繁殖用雌豚)	畜産振興課	畜産経営災害総合対策緊急支援事業
17	不足する粗飼料の購入	農業者	国 (直採)	◆不足する自給粗飼料の代替粗飼料の購入支援 補助率：定額 上限：代替粗飼料 5 円/kg	畜産振興課	畜産経営災害総合対策緊急支援事業
18	保管米の浸水被害	農業者	国・ 県・ 市町	◆営農再開に必要な資材の準備や土壌診断等に対する支援 補助単価：上限 70,000 円/10a (国 1/2、県 1/4、市町 1/4)	生産振興課	被災農家営農再開緊急対策事業
19	浸水被害を受けた地域の土づくり	農業者	国 (直採)	◆浸水被害を受けた稲作農業の継続に向けた土づくり等に対する支援 土づくり 補助率：定額 上限 10,000 円/10a 作業委託、機械レンタル等 補助率：1/2	生産振興課	持続的生産強化対策事業 (産地緊急支援対策)
20	果樹の植え替え・ 果樹棚の再建	農業者	国 (直採)	◆浸水被害を受けた果樹園値における樹体の保護や大規模な植え替え等への支援 作業労賃 補助率：定額 機械レンタル等 補助率：1/2 大規模な植え替え等 補助率：定額	生産振興課	持続的生産強化対策事業 (果樹産地再生支援対策、産地緊急支援対策)

No	復旧・復興内容等	対象者	区分	支援内容	担当課	備考
21	中小企業等（農業者等含）がグループを形成して取り組む施設・設備の復旧・整備	中小企業等（農協・農業者含）	国・県	<p>◆復興事業計画を策定した中小企業等（農業者等含）グループが行う施設・設備の復旧・整備</p> <p>補助率：3/4（国 1/2、県 1/4）</p> <p>グループを形成して「復興事業計画」を策定し、県の認定を受けた場合に、そのグループに参加する農業者等が行う施設復旧等の費用の一部を支援</p>	産業労働観光部 経営支援課	中小企業等グループ施設等復旧事業